

1. 管轄公共職業安定所長は、離職票を提出した者が高年齢受給資格者であると認めるときは、失業の認定日及び高年齢求職者給付金の支給日を定め、その者に知らせるとともに、**高年齢受給資格者証**に必要な事項を記載した上、交付しなければならない（則第 65 条の 4 第 1 項）。

2. 管轄公共職業安定所長は、必要があると認めるときは、失業の認定日及び支給日を変更することができる。また、失業の認定日及び支給日を変更したときは、その旨を当該高年齢受給資格者に知らせなければならない（則第 65 条の 4 第 2 項、第 3 項）。

3. 高年齢求職者給付金の額（法第 37 条の 4 第 1 項）

高年齢求職者給付金の額は、**算定基礎期間**（高年齢受給資格者を受給資格者とみなして算定される被保険者であった期間）に応じて、次の表に定める日数分の基本手当の額に相当する額である。

算定基礎期間	基本手当の日額に乗じる日数
1年未満	30日
1年以上	50日

* 失業の認定を受けた日から、離職の日の翌日から起算して1年を経過する日（受給期限日）までの日数が上表に掲げる日数に満たない場合は、当該失業の認定のあった日から受給期限日までの日数に相当する日数を乗じて得た額となる（法第 37 条の 4 第 1 項かっこ書、行政手引 54215）。

* 高年齢求職者給付金の額の算定に係る賃金日額の上限額については、受給資格に係る離職の日において **30 歳未満**の受給資格者について定められた上限額（12,580 円）を適用する（法第 37 条の 4 第 2 項）。

4. 失業の認定等

高年齢求職者給付金は、一時金で支給されるため、失業の認定及び支給は、**1回**に限り行われる。

5. 受給期限

高年齢求職者給付金の支給を受けることができる期限（受給期限）は、離職の日の翌日から起算して1年を経過する日であり、当該1年間に疾病又は負傷等により引き続き 30 日以上職業に就くことができない期間があっても、受給期限は延長されない（行政手引